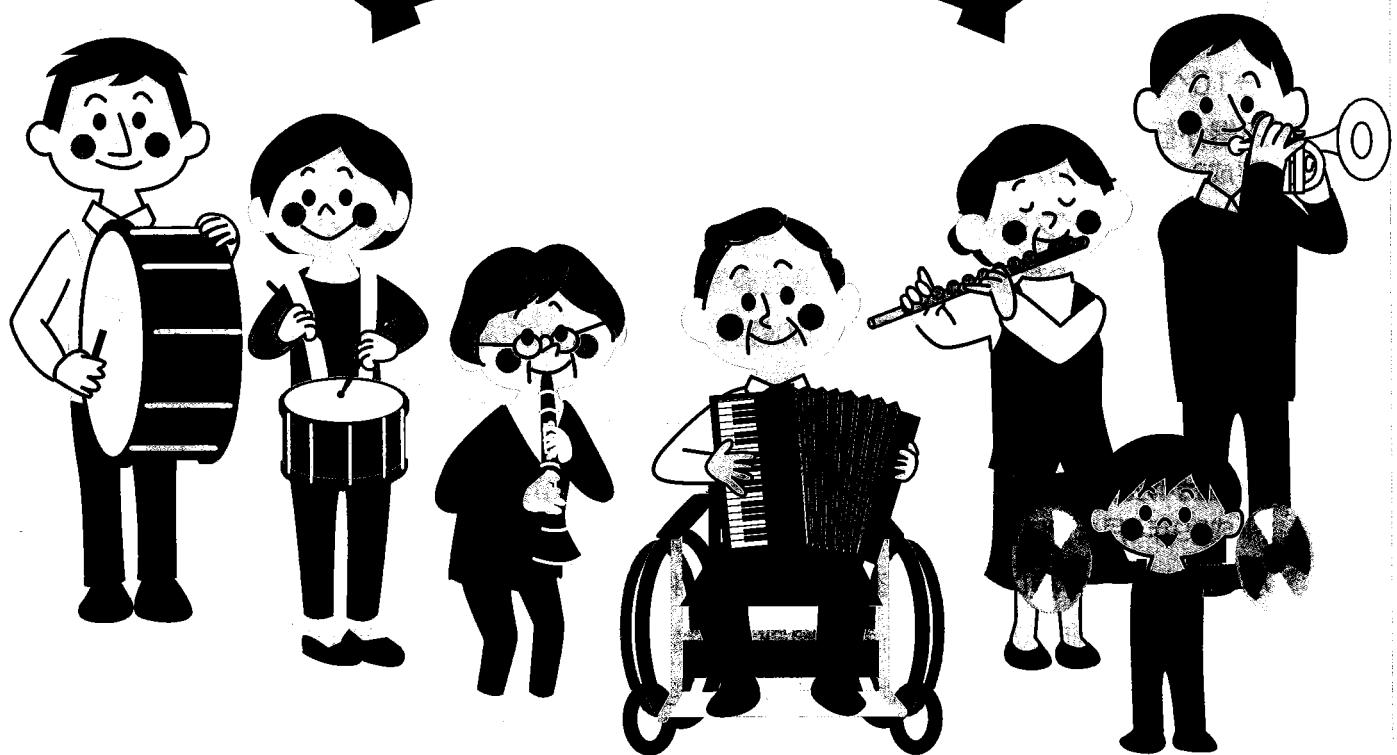


介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

# みんなのあんしん 介護保険

わかりやすい利用の手引き



後志広域連合

# 介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源としていることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていくことを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

## 平成27年度の介護保険制度改正のポイント

### 【費用に関する主な変更点】

- 一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割に。(平成27年8月から)  
→10ページ
- 所得が低い方の居住費・食費の負担軽減の要件に預貯金等、配偶者の所得を追加。  
(平成27年8月から)→15ページ
- 高額介護サービス費の上限額を引き上げ。(平成27年8月から)→27ページ
- 70歳未満の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額が変更。→27ページ
- 65歳以上で所得が低い方の保険料の軽減割合を拡大。(平成27年4月から)→29ページ

### 【サービスに関する主な変更点】

- 「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を地域支援事業の「新しい総合事業」に移行。  
(平成29年4月までに移行)→7ページ
- 小規模な通所介護は、地域密着型サービスへ移行。(平成28年4月から)→12ページ
- 介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護3以上に。(平成27年4月から)→14ページ
- 「複合型サービス」の名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に変更。(平成27年4月から)→21ページ

## もくじ

しくみと加入者	4
---------	---

住み慣れた地域でいつまでも元気に 4

### サービス利用の手順

介護保険の利用には申請が必要です 6

介護(介護予防)サービス利用の手順 8

### 介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす 10

施設サービスの種類と費用のめやす 14

### 介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす 16

### 地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス 20

### 福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス 22

### 地域支援事業【非該当の方へ】

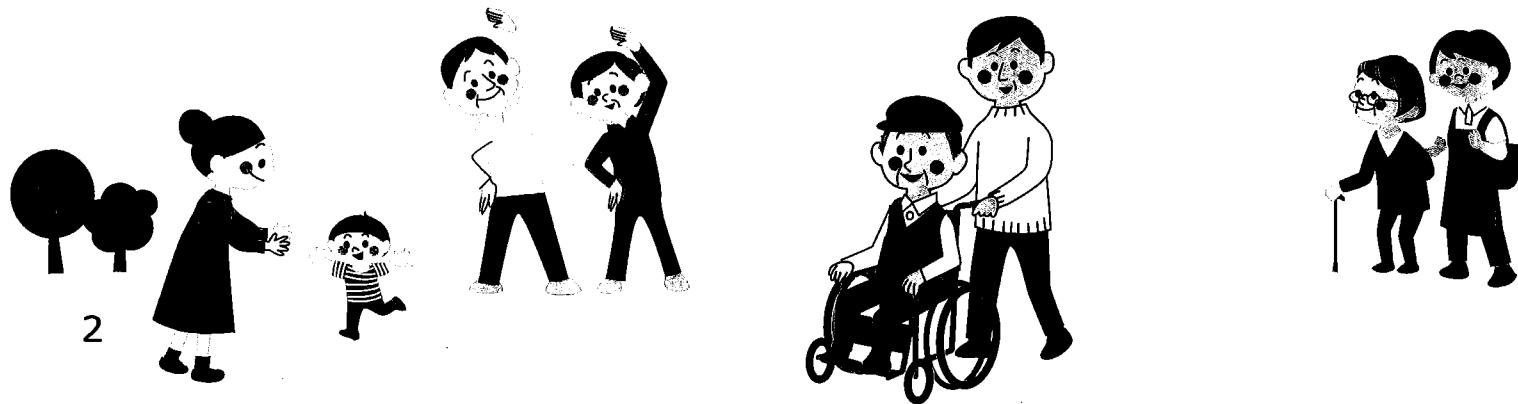
介護が必要とならないように 24

### 費用の支払い

自己負担割合と負担の軽減 26

### 保険料の決め方・納め方

社会全体で介護保険を支えています 28

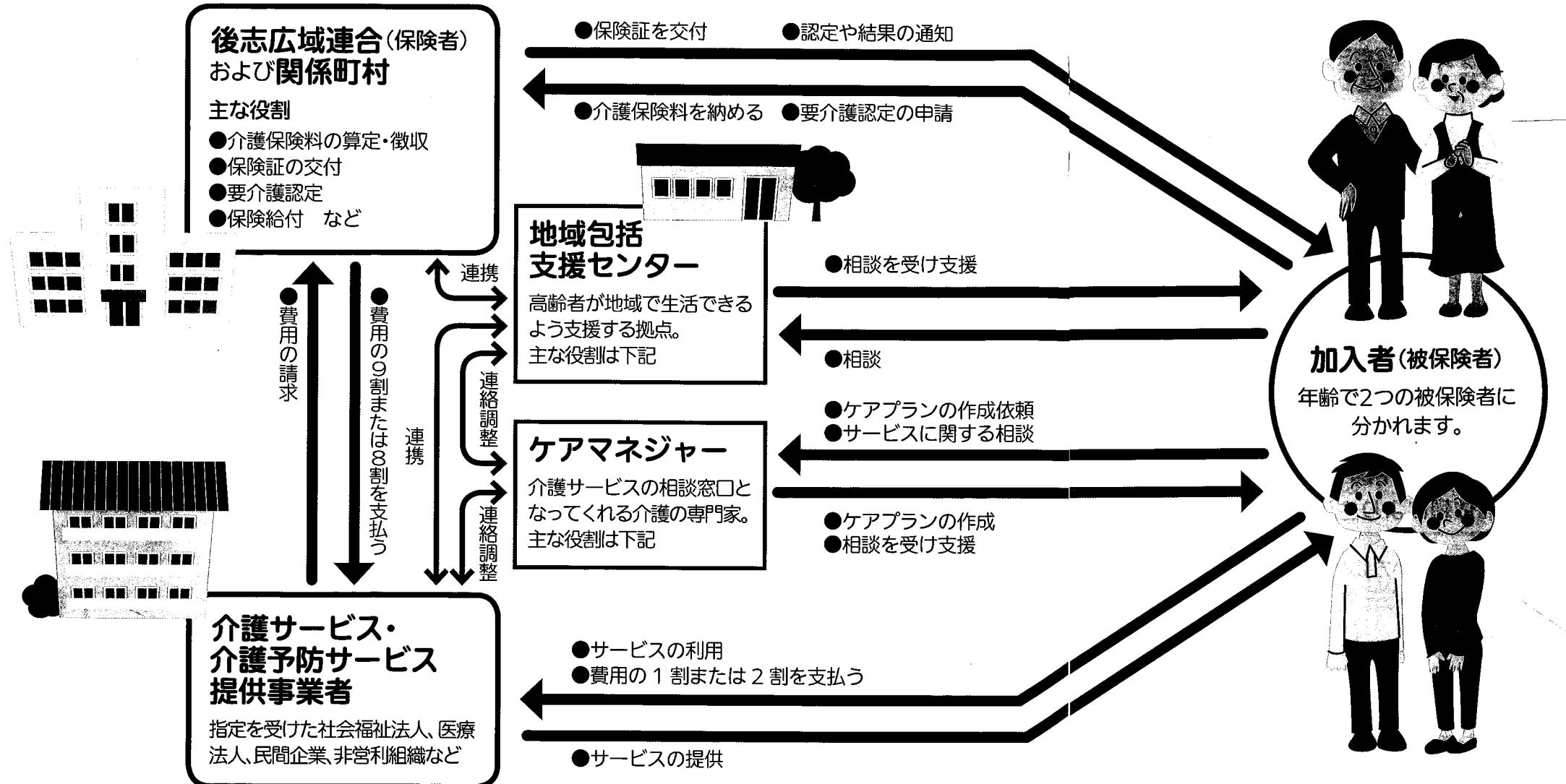


# しくみと加入者

# 住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、40歳以上の皆さんのが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要なときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。後志広域連合および関係町村が運営しています。

要になったときには、費用の一部町村が運営しています。



## 「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

## 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

## どんなスタッフがいるの？

**社会福祉士**  
高齢者の権利擁護に関する相談など

**主任ケアマネジャー**  
事業者やケアマネジャーの指導など

**保健師(または経験のある看護師)**  
介護予防ケアプランの作成や介護予防指導など



## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。利用者はケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合はお住まいの町村の介護保険担当の窓口や地域包括支援センター(裏表紙参照)に相談しましょう。

## 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しなど

65歳以上(第1号被保険者)の方は  
介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、  
介護サービス・介護予防サービスを利用できます。  
(要介護認定→6~7ページ)  
介護が必要となった原因は問われません。

## 介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳となった月の翌月上旬に交付されます。
- 保険証が必要なとき
  - ・要介護認定を申請するとき
  - ・介護保険サービスを利用するとき

## 40~64歳(第2号被保険者)の方は

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険で対象となる病気(特定疾患)には、下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神經障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 後縦靭帯骨化症
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん



# 介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず町村が行う「要介護認定」を受けましょう。  
「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

## ①申請する

申請の窓口はお住まいの町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。



次のところでも申請の依頼ができます。  
(更新申請も含みます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設

### 申請に必要なもの

#### 申請書

各町村の窓口に置いてあります。

#### 介護保険の保険証

40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

## ②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

### ●訪問調査

町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

### ●主治医の意見書

町村の依頼により主治医が意見書を作成します。  
※主治医がない方は町村が紹介する医師の診断を受けます。

### ●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

### ●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



## ③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。

### 要介護度(介護の必要な度合い)

#### 要介護 要介護 1～5



#### 要支援 要支援 1・2



#### 非該当 (自立)



### 利用できるサービス

#### 介護サービス (居宅サービスまたは施設サービス) を利用できます

利用の手順は  
8ページから

#### 介護予防サービス を利用できます

利用の手順は  
8ページから

#### 地域支援事業 を利用できます

利用の手順は  
24ページから

### 変更 ポイント

介護予防サービスの訪問介護、通所介護は地域支援事業の「新しい総合事業」に移行します。

移行する時期は、町村によって異なります。(平成29年4月までにすべての町村が移行)

## 介護保険 Q&A

訪問調査では  
どんな心構えが必要ですか？

### A

利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう。

訪問調査では「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問します。

日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。

認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が違ってくる場合がありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとよいでしょう。

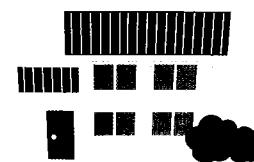


# 介護（介護予防）サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方は、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービスの利用計画）を作った上で介護サービスを利用します。  
要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプラン（介護予防サービスの利用計画）を作った上で介護予防サービスを利用します。

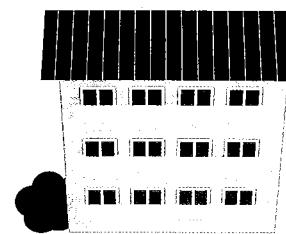
自宅で暮らしながら  
サービスを利用したい

自宅を中心利用する  
介護サービスの種類 (P.10～)



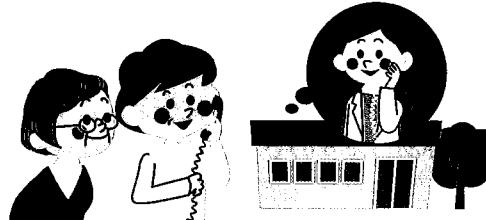
介護保険施設へ入所したい

施設は3タイプ  
に分かれます。  
(P.14)



①地域包括支援センターに  
連絡します

●お住まいの地域の地域包括支援センター  
(裏表紙参照)に連絡、相談をします。  
介護予防サービスの種類 (P.16～)



①居宅介護支援事業者に  
連絡します

- 居宅介護支援事業所（ケアマネジャーを配置しているサービス事業所）を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。



②ケアプランを作成します

- 担当のケアマネジャーといっしょにケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

ケアプランの作成は「居宅介護支援」(P.10)に含まれており、利用者の負担はありません。



③サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって介護サービスを利用します。



①介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したりサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②ケアプランを作成します

- 入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。



③サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の施設サービスを利用します。



④介護予防サービスを  
利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- 介護予防ケアプランにそって介護予防サービスを利用します。



# 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※費用は施設の体制などによって異なります。※「地域密着型サービス」については20・21ページをご覧ください。  
※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

**変更  
ポイント** 65歳以上（第1号被保険者）で一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するとときの自己負担が2割になります。（平成27年8月から）

**【2割負担となる方】**  
本人の合計所得金額が160万円以上の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。

※利用者の負担額には、月額の上限額（高額介護サービス費27ページ参照）があるため、実際の負担は、自己負担が2割になった方がこれまでの2倍になるとは限りません。

**【負担割合証】**  
要介護認定を受けた方には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護サービスを利用するときに必要になります。

有効期限：1年間  
(8月1日～翌年7月31日)

負担割合（1割または2割）が記載されます。

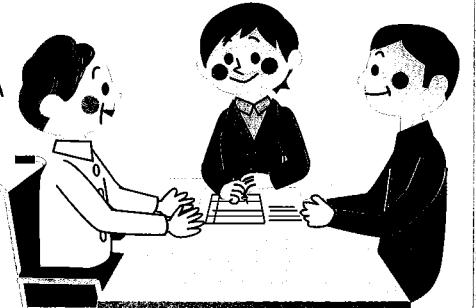
※負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

## ケアプランの作成・サービス利用についての相談

### きょたくかいごしえん 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は無料です。  
(全額を介護保険で負担します。)



### 納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんに全てお任せ」ではなく、どんな生活を送りたいかや目標をケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



## 日常生活の手助けをしてもらう

### ほうもんかいご 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

#### 〈身体介護中心〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換など

#### 〈生活援助中心〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理など



### 自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	245円
	30分以上1時間未満	388円
生活援助 中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 97円

以下のサービスは、介護保険の対象外です  
本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ●本人以外の家族のための家事 | ●草むしり・花の手入れ |
| ●ペットの世話        | ●来客の応対      |
| ●模様替え          | ●洗車など       |

## 自宅を訪問してもらう

### ほうもんにゅうよくかいご 訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



### 自己負担(1割)のめやす

1回 1,234円

### ほうもん 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



### 自己負担(1割)のめやす

1回 302円

# 介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

## お医者さんの指導のもとの助言・管理

### きよたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	503円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	553円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	503円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	352円

### ほうもんかんご 訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	392円
	30分～1時間未満	567円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	463円
	30分～1時間未満	814円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



## 施設に通う

### つうしょかいご 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～9時間未満の利用の場合】

要介護1	656円
要介護2	775円
要介護3	898円
要介護4	1,021円
要介護5	1,144円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 46円／1回
- ・栄養改善 150円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回

など  
※食費、日常生活費は別途負担となります。

### つうしょ 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／6～8時間未満の利用の場合】

要介護1	726円
要介護2	875円
要介護3	1,022円
要介護4	1,173円
要介護5	1,321円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 150円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回

など  
※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 変更

小規模な事業者の通所介護は、地域密着型サービスに移行します。(平成28年4月から)

※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

## 短期間施設に泊まる

### たんきにゅうしょせいかつかいご 短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	579円	599円(646円)	677円
要介護2	646円	666円(713円)	743円
要介護3	714円	734円(781円)	814円
要介護4	781円	801円(848円)	880円
要介護5	846円	866円(913円)	946円

※多床室の費用のめやすは、平成27年8月から変更され、上記の金額になります。( )内は、平成27年4月から7月までの費用のめやすです。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

## 【居室の違い】

●従来型個室：共同生活室(リビング)を併設していない個室

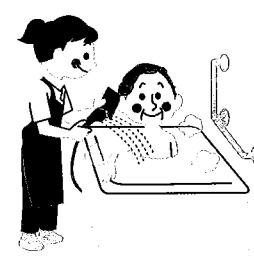
●多床室：定員2人以上の個室ではない居室

●ユニット型個室およびユニット型準個室：共同生活室(リビング)を併設している個室

## 施設に入っている方が利用する介護サービス

### とくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)】

要介護1	533円
要介護2	597円
要介護3	666円
要介護4	730円
要介護5	798円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

## その他の サービス

地域密着型サービス ..... 20・21 ページ

福祉用具貸与・購入、住宅改修 ..... 22・23 ページ

# 施設サービスの種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、13ページを参照してください。

※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

## 生活介護を中心の施設

### かい ご ろう じん ふく し し せつ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

**変更** 新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方になりました。(平成27年4月から)  
**ポイント** 既に入所している方は、施設での生活が続けられます。やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所は可能です。

## 介護やリハビリを中心の施設

### かい ご ろう じん ほ けん し せつ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

## 医療が中心の施設

### かい ご りょう よう がた い りょう し せつ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

#### 1ヶ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約1万6,410円 (約1万7,820円)	約1万6,410円 (約1万7,820円)	約1万8,750円
要介護2	約1万8,420円 (約1万9,830円)	約1万8,420円 (約1万9,830円)	約2万730円
要介護3	約2万460円 (約2万1,870円)	約2万460円 (約2万1,870円)	約2万2,860円
要介護4	約2万2,470円 (約2万3,880円)	約2万2,470円 (約2万3,880円)	約2万4,840円
要介護5	約2万4,420円 (約2万5,830円)	約2万4,420円 (約2万5,830円)	約2万6,820円

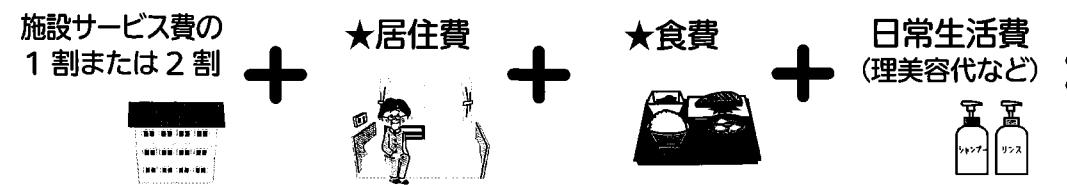
※多床室の費用のめやすは、平成27年8月から変更され、上記の金額になります。( )内は、平成27年4月から7月までの費用のめやすです。



施設サービス費の自己負担分(1割または2割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

## ● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1割または2割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



### ★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

#### 居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
介護老人福祉施設	1,150円	840円*(370円)	1,970円	1,640円	1,380円
介護老人保健施設・ 介護療養型医療施設	1,640円	370円	1,970円	1,640円	

※介護老人福祉施設の多床室に室料相当の負担分が加わり、平成27年8月からは、上記の金額に変更されます。( )内は、平成27年4月から7月までの基準費用額です。



## ● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、お住まいの町村への申請が必要です。

#### 居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
・生活保護受給者の方等	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町村民税非課税の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円
世帯全員が町村民税非課税で、上記に該当しない方					

※( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

#### 変更

特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件が変わります。(平成27年8月から)

**ポイント** ●住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。

【配偶者の範囲】婚姻届を提出していない事実婚も含む。

DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外。

●預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であることが要件に加わります。

【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象。

●区分の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定します。(平成28年8月から)

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設ける場合があります。

# 介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした※費用は施設の体制などによって異なります。※「地域密着型サービス」については20・21ページをご覧ください。※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

## 介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

### 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。  
(全額を介護保険で負担します。)



## 日常生活の手助けをしてもらう

### 介護予防訪問介護

ホームヘルパーに訪問してもらい、調理や掃除などをいっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。

1ヵ月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度の利用	1,168円
週2回程度の利用	2,335円

※左表の回数を超える利用は要支援2の方に限ります。(1ヵ月3,704円)



## 介護予防が大切なのはなぜ?

体は使わないと、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護状態が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。



生活を送れるよう支援します。

変更  
ポイント

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。(平成27年8月から)  
詳しくは10ページ。

## 自宅を訪問してもらう

### 介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	834円
----	------

### 介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	302円
----	------

## お医者さんの指導のもとの助言・管理

### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	503円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	553円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	503円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	352円

### 介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。

自己負担(1割)のめやす

病院・ 診療所から	20分～30分未満	392円
	30分～1時間未満	567円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	463円
	30分～1時間未満	814円

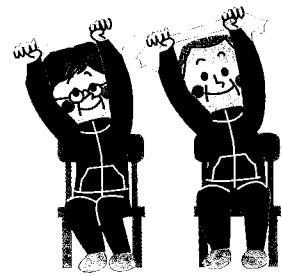
※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

# 介護予防サービスの種類と費用のめやす

## 施設に通う

### 介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。



### 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。



#### 基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

#### 1ヶ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	1,647 円
要支援 2	3,377 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

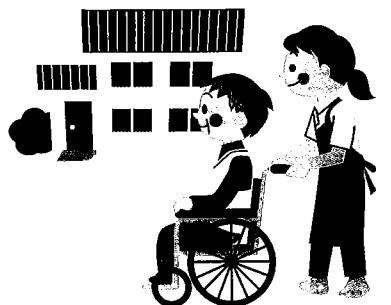
- ・運動器機能向上 225 円/月
- ・栄養改善 150 円/月
- ・口腔機能向上 150 円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

#### 「通う」サービスはなぜいいの?

介護が必要になると、外に出る機会が少なくなりがちです。そこで、サービスを選ぶときに軸としたいのが「通所サービス」です。運動量が増えることなどによりできることが増え、それに加えて、外に出ることで気分転換にもなります。利用者同士の交流で社交性を取り戻したりするメリットもあります。

ただし「社交が苦手」「どうしても外に出て行く気になれない」という場合もあるので、利用者の気持ちに配慮することも大切です。



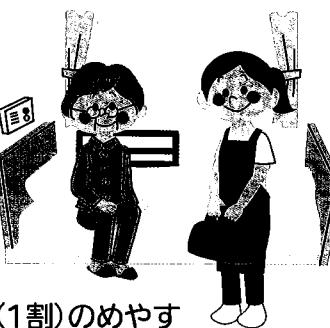
※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

## 短期間施設に泊まる

### 介護予防

### 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



#### 1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要支援 1	433 円	438 円(473 円)	508 円
要支援 2	538 円	539 円(581 円)	631 円

※多床室の費用のめやすは、平成27年8月から変更され、上記の金額になります。( )内は、平成27年4月から7月までの費用のめやすです。

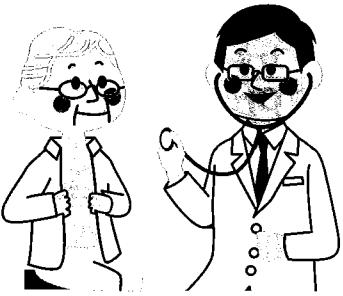
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

### 介護予防

### 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



#### 1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要支援 1	575 円	608 円	618 円
要支援 2	716 円	762 円	775 円

※多床室の費用のめやすは、平成27年8月から変更され、上記の金額になります。( )内は、平成27年4月から7月までの費用のめやすです。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

## 施設に入っている方が利用する介護サービス

### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けけるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

#### 1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【包括型(一般型)】

要支援 1	179 円
要支援 2	308 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

## その他のサービス

- 地域密着型サービス ..... 20・21 ページ
- 福祉用具貸与・購入、住宅改修 ..... 22・23 ページ

## 地域密着型サービス

# 住み慣れた地域で受けるサービス

※利用者は原則お住まいの町村の住民に限定され、後志広域連合が事業者の指定や監督を行います。

※費用は施設の体制などによって異なります。

※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※サービスの種類、内容などは町村によって異なります。

## 認知症の方向けのサービス

### 認知症対応型 通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす  
【7~9時間未満の利用の場合】

要支援 1	852 円
要支援 2	952 円
要介護 1	985 円
要介護 2	1,092 円
要介護 3	1,199 円
要介護 4	1,307 円
要介護 5	1,414 円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 認知症対応型 共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【1ユニットの事業所の場合】

要支援 2	755 円
要介護 1	759 円
要介護 2	795 円
要介護 3	818 円
要介護 4	835 円
要介護 5	852 円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援 1 の方は利用できません。

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

## 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

### 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,403 円
要支援 2	6,877 円
要介護 1	1万 320 円
要介護 2	1万5,167 円
要介護 3	2万2,062 円
要介護 4	2万4,350 円
要介護 5	2万6,849 円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

### 看護小規模多機能型居宅介護

#### 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	1万2,341 円
要介護 2	1万7,268 円
要介護 3	2万4,274 円
要介護 4	2万7,531 円
要介護 5	3万1,141 円

変更  
ポイント  
サービスの名称  
が「複合型サービス」から変更されました。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

## 地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

### 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	547 円	547 円 (594 円)	625 円
要介護 2	614 円	614 円 (661 円)	691 円
要介護 3	682 円	682 円 (729 円)	762 円
要介護 4	749 円	749 円 (796 円)	828 円
要介護 5	814 円	814 円 (861 円)	894 円

※多床室の費用のめやすは、平成27年8月から変更され、上記の金額になります。( )内は、平成27年4月から7月までの費用のめやすです。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護 3 以上の方。  
(平成 27 年 4 月から)  
既に入所している方は、引き続き利用できます。

### 地域密着型

### 特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	533 円
要介護 2	597 円
要介護 3	666 円
要介護 4	730 円
要介護 5	798 円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

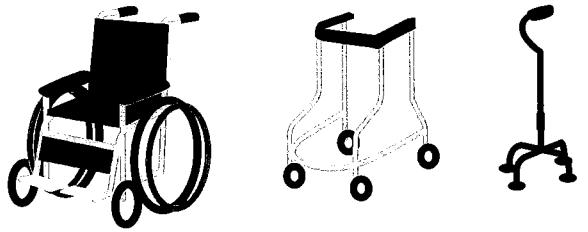
# 生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

## 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

- 原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑩は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)
- ① 手すり(工事をともなわないもの)
  - ② スロープ(工事をともなわないもの)
  - ③ 歩行器
  - ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
  - ⑤ 車いす
  - ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
  - ⑦ 特殊寝台
  - ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
  - ⑨ 床ずれ防止用具
  - ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
  - ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
  - ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
  - ⑬ 自動排せつ処理装置



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割または2割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

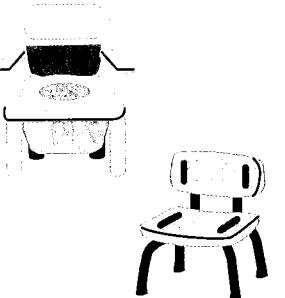
## トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

## 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



年間10万円が上限で、その1割または2割が自己負担です。費用の9割または8割があとから支給されます。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

## より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前の申請が必要です

## 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。  
(自己負担1割または2割)

開き戸から引き戸等への扉の取替え  
(ドアノブの変更・戸車等の設置)

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか町村の窓口に相談しましょう。



### ◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取付け
- 段差や傾斜の解消  
(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取替え
- 和式から洋式への便器の取替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

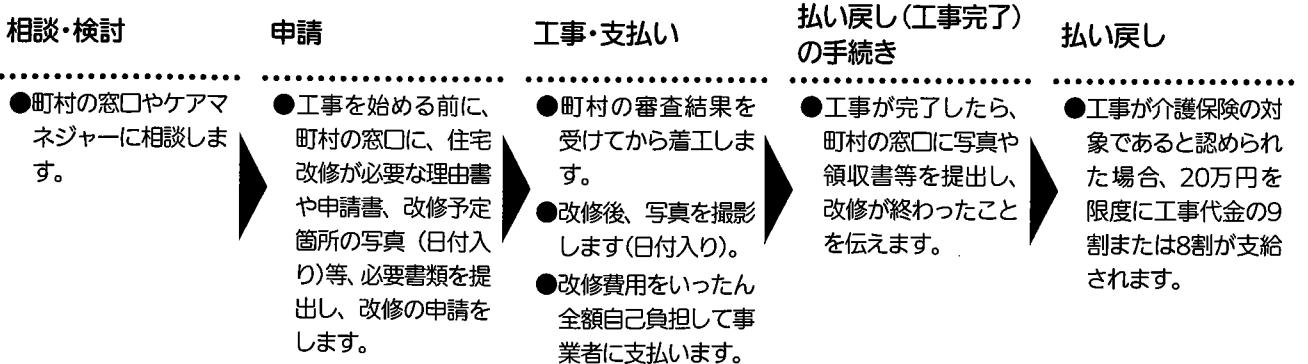
利用限度額／20万円まで(原則1回限り)

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※本人や家族などが住宅改修を行ったときには、材料の購入費が対象となります。

### ◎手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】



## 地域支援事業【非該当の方へ】

# 介護が必要とならないように

地域支援事業は、要介護認定で「非該当(自立)」と判定された方や地域のすべての高齢者

を対象に、これからも元気でいるためのさまざまなサービスを提供する事業です。

※サービスの種類、内容などは町村によって異なります。

### ① 65歳以上の方には チェックを行います

65歳以上の方を対象に、日常生活に必要な機能が低下していないかの調査を行います。調査には「基本チェックリスト」を用います。必要に応じて、検査などを行う場合があります。

※要支援・要介護認定を受けている方は対象ではありません。

#### 基本チェックリスト(例)

- バスや電車で1人で外出していますか?
- 転倒に対する不安は大きいですか?
- 週に1回以上は外出していますか?
- 今日が何月何日かわからない時がありますか?

など、普段の生活や心身の状態に関する質問に、「はい」か「いいえ」で答えます。

### ② 地域包括支援センターが 地域の高齢者の状態を 把握します

「基本チェックリスト」の結果や、その他の情報をもとに、今後介護や支援が必要となる可能性の高い方を選定します。



#### 地域包括支援センターは

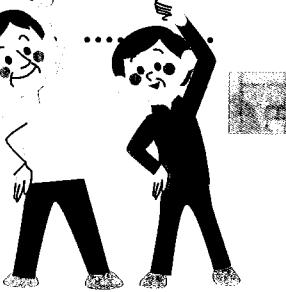
- |        |       |
|--------|-------|
| ●本人    | ●家族   |
| ●町村    | ●保健師  |
| ●各関係機関 | ●主治医  |
| ●民生委員  | ●地域住民 |

からの情報をもとに、地域の高齢者の状態を把握します。

### ③ 心身の状態などにより 利用できるサービスが 2つに分かれます

#### 介護や支援を必要としない 元気な高齢者

介護予防に関する情報を受けたり、地域の自主的な介護予防教室などに参加したりできます。  
(一次予防事業)



### ④ サービスを選んで 利用します

- 介護予防に関する各種講習会に参加できます。
- 介護予防に関するパンフレットなどの配付を受けます。
- 地域ボランティアの育成のための研修会などに参加できます。

## その他の地域支援事業 「高齢者の権利を守ります」

地域支援事業では、介護予防に関する支援のほかに、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

預貯金や  
財産の管理が  
自分で不安に  
なってきた

悪質な商法によって  
高額な買い物を  
させられた

介護サービス  
事業者の対応に  
不満を訴えて  
改善されない

など



#### 介護予防サービスの例

##### 運動器の機能向上

- ストレッチ
- 筋力トレーニング
- 有酸素運動
- バランストレーニングなどの指導や、運動に関する相談受け付け

##### 栄養改善

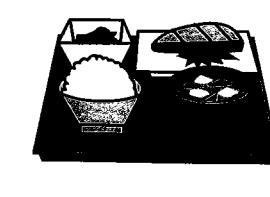
- 栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や、相談受け付け

##### 口腔機能の向上

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 味覚障害や気道感染の予防法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導

##### 閉じこもり、うつ、認知症の予防

- 運動や機能訓練などの各種教室への参加呼びかけ
- うつ、認知症の治療の必要性の確認



# 自己負担割合と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割または2割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

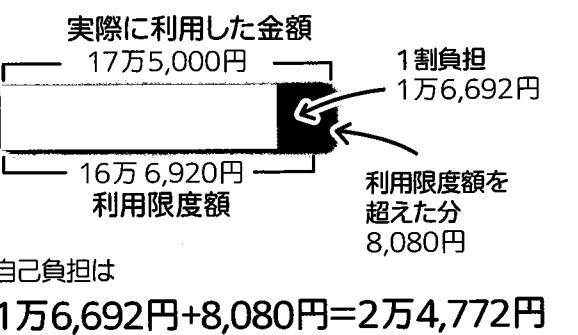
## ● 介護保険のサービスを利用したときは利用料の1割または2割を支払います

要介護度ごとに1カ月に1割または2割負担で利用できる金額に上限（限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

### サービスの利用限度額（1カ月）

要介護度	利用限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）
要支援1	5万 30円	5,003円	1万 6円
要支援2	10万4,730円	1万 473円	2万 946円
要介護1	16万6,920円	1万6,692円	3万3,384円
要介護2	19万6,160円	1万9,616円	3万9,232円
要介護3	26万9,310円	2万6,931円	5万3,862円
要介護4	30万8,060円	3万 806円	6万1,612円
要介護5	36万 650円	3万6,065円	7万2,130円

例 要介護1（1割負担）の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合は…



●上記の限度額に含まれないサービス。

（下記のサービスは1割または2割負担で使える限度額が個別に設けられています）

- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入） …… 年間10万円 <自己負担 1万円または2万円>
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修） …… 20万円（同一住宅） <自己負担 2万円または4万円>
- ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） …… 医師・歯科医師の場合は1カ月1万60円（月2回まで） <自己負担 1,006円または2,012円>など

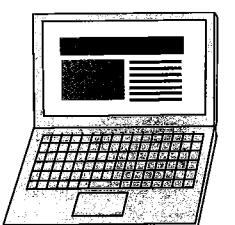
●施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

### 事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム（<http://www kaigokensaku jp>）」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用してみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



## ●自己負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1割または2割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

- 給付を受けるには、お住まいの町村への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

### 自己負担の限度額（月額） 平成27年7月まで

区分	限度額
町村民税課税世帯の方	3万7,200円
世帯全員が町村民税非課税	2万4,600円
・老齢福祉年金受給者の方	2万4,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1万5,000円（個人）
生活保護の受給者の方等	1万5,000円

### 自己負担の限度額（月額） 平成27年8月から

区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の方※	4万4,400円
町村民税課税世帯の方	3万7,200円
世帯全員が町村民税非課税	2万4,600円
・老齢福祉年金受給者の方	2万4,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1万5,000円（個人）
生活保護の受給者の方等	1万5,000円

#### 変更

平成27年8月から現役並み所得者相当の方の限度額が4万4,400円に変更されます。その他の方の限度額に変更はありません。



※同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「町村民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。（ただし、申請書の提出が必要です。）

## ●介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

### 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額） ●計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

区分	70歳未満の方	
	平成26年8月～ 平成27年7月	8月～
※1 基準総所得額	901万円超	176万円
	600万円超～901万円以下	135万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	63万円
町村民税非課税世帯	34万円	34万円

区分	70歳以上の方※ <sup>2</sup>
現役並み所得者（課税所得145万円以上の方）	67万円
一般（町村民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（町村民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

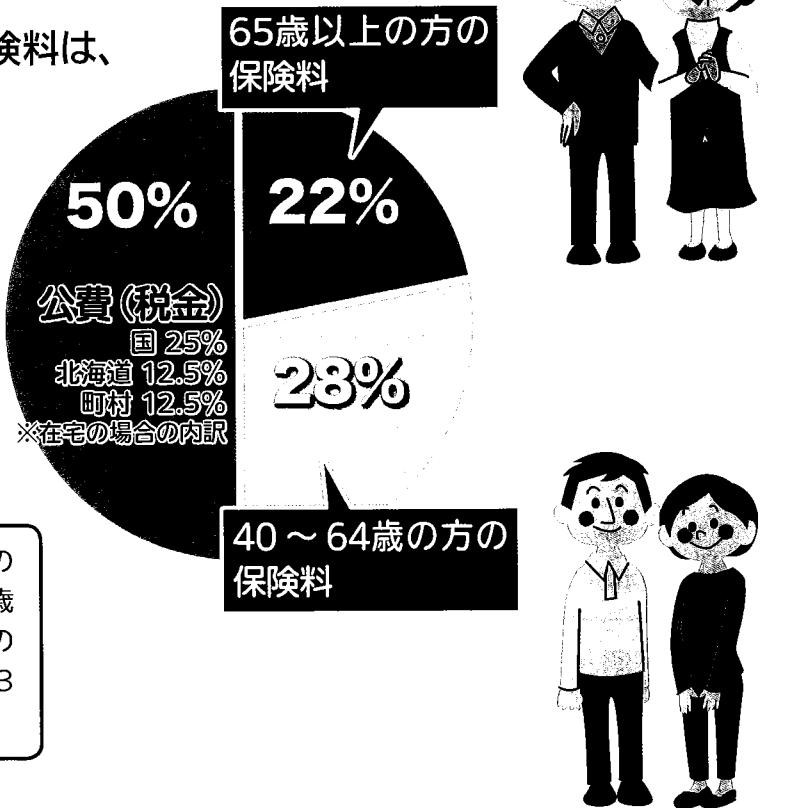
#### 変更

70歳未満の方の限度額は、平成27年1月から所得区分が細分化されたことにともなって変更されました。平成26年8月～平成27年7月の限度額は、経過措置が設けられています。



# 社会全体で介護保険を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

変更  
ポイント

負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。65歳以上の方の人口が増加しているなか、両者の一人あたりの保険料の均衡を図るために、3年に1度見直されます。

## 40～64歳の方の保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

## 決まり方

国民健康保険に加入している方



世帯に属している第2号被保険者的人数や、所得などによって決まります。

職場の健康保険に加入している方



健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

## 納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

※40～64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

## 65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

## 基準額の決まり方

$$\text{広域連合関係町村で必要な介護サービスの総費用} \times 65歳以上の方の負担分 22\% \div \text{広域連合関係町村に住む65歳以上の方の人数} = \text{基準額(年額) } 64,100\text{円}$$

後志広域連合関係町村の平成27～29年度の保険料の基準額 64,100円(年額)

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給者で、世帯全員が町村民税非課税の方 ●世帯全員が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.45	28,800円
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万円以下の方	基準額 × 0.75	48,000円
第3段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.75	48,000円
第4段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが本人は町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	57,700円
第5段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが本人は町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	64,100円
第6段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	76,900円
第7段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.30	83,300円
第8段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.50	96,100円
第9段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額 × 1.70	108,900円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

変更  
ポイント 65歳以上(第1号被保険者)で所得が低い方の保険料の軽減割合を大きくします。  
平成27年度から第1段階の方は公費による保険料の軽減が図られ、年間保険料が32,000円から28,800円に軽減されております。  
なお、平成29年度については軽減割合の変更が予定されています。

# 社会全体で介護保険を支えています

## 65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金<sup>\*</sup>の額によって2通りに分かれます。

\*受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

### 年金が年額18万円以上の方

→年金から【天引き】になります（特別徴収）

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。



！ 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

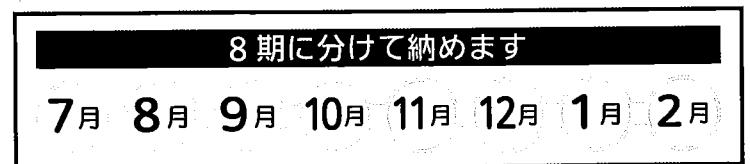
- 年度途中で保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになったなど

- 増額分を納付書で納めます。  
→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6ヶ月後から天引きになります。  
それまでは、納付書で納めます。

### 年金が年額18万円未満の方

→【納付書】で各自納めます（普通徴収）

- 後志広域連合から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。



忙しい方、なかなか外出ができない方は、  
介護保険料の口座振替が便利です。

#### 手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

\*口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。

\*口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



## 介護保険 Q&A

保険料はいつから納め始めるのですか？

A

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例 8月1日が65歳の誕生日の方  
→7月分から納めます

8月2日が65歳の誕生日の方  
→8月分から納めます

8月1日生まれのわたしは…?

前日が属する7月分から納めます。

7月	8月
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

## 保険料を滞納すると？



特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

### 【1年間滞納した場合】

- サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。（9割または8割相当分は後で後志広域連合から払い戻されます。）

### 【1年6ヶ月間滞納した場合】

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

後志広域連合から払い戻されるはずの給付費（9割または8割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

### 【2年以上滞納した場合】

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

困ったときは  
介護保険の窓口へ…

災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。  
困ったときは、お早めに後志広域連合もしくは、お住まいの町村の介護保険担当課にご相談ください。

# 関係町村地域包括支援センター一覧

町村名	地域包括支援センター名	住 所	電話番号
島牧村	島牧村地域包括支援センター	島牧村字泊 29 番地 1	0136-75-6011
黒松内町	黒松内町地域包括支援センター	黒松内町字黒松内 586 番地 1	0136-72-3124
蘭越町	蘭越町地域包括支援センター	蘭越町蘭越町 250 番地 1	0136-57-6868
ニセコ町	ニセコ町地域包括支援センター	ニセコ町字富士見 47 番地	0136-44-2121
真狩村	真狩村地域包括支援センター	真狩村字共明 37 番地 6	0136-45-3313
留寿都村	留寿都村地域包括支援センター	留寿都村字留寿都 176 番地 4	0136-47-2277
喜茂別町	喜茂別町地域包括支援センター	喜茂別町字喜茂別 15 番地 1	0136-55-5101
京極町	京極町地域包括支援センター	京極町字三崎 68 番地	0136-55-8615
俱知安町	俱知安町地域包括支援センター	俱知安町北 3 条東 4 丁目	0136-23-0100
共和町	共和町地域包括支援センター	共和町南幌似 38 番地 2	0135-73-2011
泊村	泊村地域包括支援センター	泊村大字茅沼村 500 番地の 2	0135-65-2278
神恵内村	神恵内村地域包括支援センター	神恵内村大字神恵内村字大川 116-1	0135-76-5995
積丹町	積丹町地域包括支援センター	積丹町大字美國町字船澗 48 番地 5	0135-44-3122
古平町	古平町地域包括支援センター	古平町大字浜町 644 番地	0135-42-2182
仁木町	仁木町地域包括支援センター	仁木町西町 1 丁目 36 番地 1	0135-32-3855
赤井川村	赤井川村地域包括支援センター	赤井川村字赤井川 318 番地 1	0135-35-2050

## みんなのあんしん介護保険

平成27年7月発行

## 後志広域連合介護保険課

〒044-8588 虹田郡俱知安町北1条東2丁目

電話:0136-55-8013 FAX:0136-22-4466

後志広域連合ホームページアドレス <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>